

テーマに関する現状と協議の進め方について

平成 30 年 6 月 28 日 行政経営課

1 テーマ

補助金・交付金のあり方について
(4-1-03 効果的な補助金・交付金の交付)

2 補助金・交付金の状況（平成 30 年度予算）

- (1) 事業数 178 事業
(2) 予算額 2,079,613 千円
(※一般会計 49,080,000 千円 4.2 %)

3 性質別の状況

性質	性質の説明	事業数	金額
団体活動等 補助金	団体の運営や活動を支援するための補助金	55 事業	566,381 千円
協働事業等 補助金	市と団体とが協働して取り組んでいる事業に対して交付される補助金	29 事業	192,225 千円
国・県補助対象 補助金	交付する補助金の内容がすべて国県補助金の対象経費であるもの	33 事業	760,105 千円
委任事業補助金	市の事業を市に代わって実施するために組織された団体に対して交付される補助金又は市の施設等の維持管理を市に代わって実施する団体に対して交付される補助金	19 事業	232,075 千円
期限付補助金	単年度又は数年度で完了する建設事業に対して交付される補助金	12 事業	182,393 千円
個人対象補助金	市の施策（事業）の推進のため個人に対して交付される補助金	30 事業	146,434 千円
合計		178 事業	2,079,613 千円

4 補助金・交付金の現状と課題

補助金・交付金については、平成16年9月に秦野市補助金検討委員会から提出された「補助金の検討結果報告書」等を踏まえ、「原則として終期又は見直し時期を設定すること。終期が到来した補助・交付金については、所期の目的やこれまでの効果を再確認した上で、一定の役割を終えた補助金・交付金については廃止すること。」と、その取組姿勢を提示し、当初の目的に照らして、達成度や自己評価、継続理由など、PDCAサイクルによる検証と見直しを継続的に行っている。

しかし、目標・目的が定性的なため、効果の客観的な評価が難しいものがあること、また、社会経済情勢の変化に伴い、当初の目的に対する効果が相対的に低下した場合においても、廃止等まで踏み込んだ抜本的な見直しは行われていない現状がある。

現在の厳しい財政状況において、各種施策の選択と集中による効率的な行財政運営が必須となる中、補助金・交付金についても、抜本的な見直しに向けて、統一的なあり方や考え方を検討していく必要がある。

5 過去の行財政調査会からの補助金・交付金についての意見

(新はだの行革推進プラン総括評価報告書 今後の補助金交付のあり方)

(平成28年12月)

補助金については、補助を受ける側の責任として、補助金活用による成果を顕在化(見える化)するといった姿勢が必要である。

一方、行政側からみれば、市民活動などは補助金中心の支援ではなく、例えば表彰制度などを活用し、行政が市民の活動を讃え、市民もそれを誇りに地域活動に取り組むといった考えも必要である。

なお、これまで長期にわたり補助金交付を行ってきた活動は、交付の要不要を再検討するなど、補助金交付が活動の自立にどう繋がったかを検証し、一方で行政に直接関わる事業であれば負担金とするなど、早急に補助金交付のあり方を見直す必要がある。

6 協議の進め方

1 新たな補助金・交付金の性質等分類による補助金の整理

新たな補助金の分類区分を示し、補助金所管課に照会し、補助金を分類ごとに整理する。



第2回会議

2 性質等分類ごとに補助金・交付金のあり方について検討

(1)で整理した分類区分ごとに、それぞれの補助金・交付金のあり方・考え方を検討する。



第3回会議

各分類の代表的な補助金などについて、必要に応じてヒアリングを実施する

3 補助金・交付金の全体についての検討

公益性、効果性、公平性、妥当性等の確保の考え方、仕組みづくりなど補助金・交付金全般に係るあり方・考え方を検討する。



第4・5回会議

4 報告書作成

実行計画全体の進行状況に対する総括的意見と併せ、補助金・交付金のあり方について報告を作成する。

<分類項目・区分>

1 財源による分類

区分		内容
単独補助	一般財源	市単独の補助金ですべて一般財源のもの
	特定財源	市単独の補助金で特定財源が含まれるもの
国県補助対象補助金	直接補助	国県の補助事業で、国県と市がそれぞれ直接交付する補助金
	間接補助 (上乗せ有)	国県の補助事業で、国県からの財源を市が受け、交付する補助金で市の上乗せがある。
	間接補助 (上乗せ無)	国県の補助事業で、国県からの財源を市が受け、交付する補助金で市の上乗せがない。

2 補助内容の性質（目的・効果等）による分類

区分		内容
運営費補助		団体等の運営に対する補助
事業費補助		行政目的を達成するため、主体的に取り組むべき事業、又は関与すべき事業に対する補助
イベント補助		イベント、大会等に対する補助
建設整備補助		建物等の建設、修繕、備品購入等に係る補助
利子補給補助		借入金の利子に対する補助
奨励的（資金援助的）補助		市の施策推進に係る動機付け、奨励、資金援助に係る補助

3 必要性による分類

区分		内容
義務的補助		法律・条例により補助することが規定されているもの。 (～しなければならない、～するものとする)
委任的補助		本来、市が行うべき性質の事業への補助 (補助団体が不在の場合は、市が直接実施する必要がある。)
その他の補助		その他の事業への補助

4 市の関わりによる分類（複数回答可）

区分
本市の特別職が補助団体の代表である。
本市職員が補助団体の構成員である。
本市に補助団体の事務局を置いている。
上記に該当しない。

<その他確認項目・区分>

- ・ 根拠（法律、条例、要綱、基準等）
- ・ 終期の設定（廃止時点あり、廃止条件あり、見直し時点有、設定なし）
- ・ 補助率、金額 等
- ・ 交付対象（特定団体、条件を満たす団体、条件を満たす個人）

